協議第7号

合併の方式について

合併の方式について提出する。

平成15年12月24日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会 会 長 岩 槻 健

協定項目	1 - (1)	合併の方式
------	---------	-------

美方町、村岡町及び香住町を廃止し、その区域をもって新しい町を設置する新設(対等)合併とする。

平成 年 月 日確認・継続協議

(協議第7号関係)

美方町・村岡町・香住町合併協議会の調整方針

括	3	議	項	目	合併の方式について						
訓	围	整	方	針	美方町、村岡町及び香住町を廃止し、その区域をもって新しい町を設置する新設(対等)合併とする。						
Ιį	Ę			目			参考	資料			
相	2			拠							
逞	思土	定	理	由	美方町、村岡町、香住町それぞれが対等な立場で合併するため新設合併とする。						
					<新設合併と編入合併の比較>						
					項	目	新設合併	編入合併			
					定	義	二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴う	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。			
							もの。				
					法人	格	合併前の市町村の法人格は、すべて同時に消滅 し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町 村の法人格は合併と同時に消滅する。			
					合併市町村	すの	新たに制定する。	編入する市町村の名称とすることが多いが新たに制定する			
					名	称		こともできる。			
					事務所の信			通常は編入する市町村の事務所の位置となる。			
					首長の身	· 分	合併市町村全ての法人格が消滅することに伴い、	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町			
							全ての首長がその身分を失う。新首長は新しい市町	村の首長はすべてその身分を失う。			
							村の選挙で選任されるが、それまでの間は、合併市				
					# A # P	压	町村の首長の中から職務執行者を選定する。	ᆇᇀᆫᆫᄝᅼᄷᇆᆆᇫᆂᇰᅕᄪᆟᇫᇬᅓᄝᇬᅌᇧᇆᆓᆂᅜᇵᄼᆥ			
					議会議員の身分		首長と同じく合併と同時に全ての議員がその身 分を失い、新しい市町村の法定数による選挙で選任	首長と同様に編入する市町村の議員の身分に変更はなく、編			
					U A T	只リ	力を大い、初しい中町内の法定数による選挙で選任される。	入される市町村の議員は、その身分を失う。(合併による著し い人口増の場合は増員選挙を行う。)			
						<u> </u>	C160 ₀	VI八口伯V2物口は相具送手で11 ノ。/			

_			
		次のいずれかによることができる。	次のいずれかによることができる。
	特	合併後最初の選挙による議員の任期に限り、法	増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において、編入合
		定数の2倍を超えない範囲で定数を増加できる。	併の特例定数とする。(増加分は編入された区域に配分)
	<u>.</u>	合併市町村の議会議員の被選挙権を有するこ	編入される市町村の議会議員で合併市町村の議会議員の
	例	ととなる者は、合併後2年以内で協議会が定める	被選挙権を有することとなる者は、編入する市町村の議会議 📗
		期間在任できる。	員の残任期間だけ在任する。この場合さらに最初の一般選挙
			において編入合併の特例定数を採ることができる。
農業委員	原	消滅する市町村の委員(選挙及び選任による委	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村
会委員の	則	員)は全ての委員がその身分を失い、新しい市町村	の委員は全て失職する。
身 分		の法定数による選挙で選任される。	
		選挙による委員のうち、合併市町村の農業委員会	編入される選挙による委員のうち、合併市町村の農業委員会
	特	委員の被選挙権を有することとなる者は10~8	委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲
	例	0人の範囲で、合併後1年以内で協議会が定める期	で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
		間在任できる。	
特 別 職	の	助役、収入役、教育長等は、市町村の法人格の消	編入する市町村の特別職は職員の身分に変更なく、編入され
取 扱	しし	滅によりその身分を失う。	る市町村の特別職はすべてその身分を失う。
		行政委員会の委員のうち下記の委員については、	
		新首長の就任をまたず、正規の手続きによる委員が	
		選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続	
		きが定められている。	
		・選挙管理委員会(地方自治法施行令第4条)	
		・教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関	
		する法律施行令第18条)	
		・固定資産評価審査委員会	
		(地方税法第423条第8号)	
一般職職員	の	市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこ	編入される市町村の職員は身分を失うことになるが、合併特
身	分	とになるが、合併特例法の規定により、新しい市町	例法の規定により編入する市町村に引き継がれる。
		村に引き継がれる。	
条例・規貝	等	市町村の法人格の消滅により条例・規則等は全て	編入される市町村の条例・規則等は全て失効し、編入する市
		失効するため、新たに制定を必要とするが、合併時	町村の条例・規則等を適用する。(合併に伴う必要な改正は行 📗
		に即時必要とする事務事業については合併時まで	う)
		に策定し、暫定時施行分については合併後速やかに	
		制定する。	
		-	

【参考法令】

(定義)

合併特例法(抄) 第2条抜粋

第2条 この法律において「市町村の合併」とは、2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の 区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。